

令和6年度 日上市公設児童クラブ入所のご案内

小学校内で開所している公設児童クラブの入所申込みについては、以下の内容をご確認いただき、すべての書類を揃えたうえで、ご提出ください。

1 対象児童 次の(1)から(3)までのすべてを満たすこと

- (1) 小学校1年生から6年生までの児童
- (2) 保護者が、就労（月64時間（週平均16時間）以上）等で、下校時に留守家庭となる児童
 - ア 保護者には児童と同住所に住民登録がある75歳未満の祖父母・18歳以上の兄弟を含みます。
 - イ 長期休業期間中を除き、就労時間が午後2時までの場合は対象となりません。
- (3) 午後7時までに保護者の迎えが可能である児童（午後6時以降は延長料金の負担あり）

2 提出書類（児童ごと） 兄弟姉妹でお申込みの場合、下記(3)は原本1部と写しの提出で可。

チェック欄（□）にチェック（✓）を入れ、不足書類がないか、提出前にご確認ください。

- (1) 児童クラブ入所申込書
- (2) 家庭状況調査票
- (3) 保護者の就労証明書等（入所区分によって提出書類が異なります。下表をご確認ください。）
※保護者には児童と同住所に住民登録がある75歳未満の祖父母・18歳以上の兄弟を含みます。

入所区分	提出書類
就労・就労見込	就労（見込）証明書（証明日が3か月以内のものであること。保育園の入園手続き等に使用する場合には、控えを保管してください。）
就学	学生証、在学証明書の写しなど
疾病・障害	「 <u>申立書</u> 」及び「 <u>医師の診断書（3か月以内に取得し、児童の保育をできない状態が確認できること。）</u> 」、障害者手帳、介護保険被保険者証の写しなど」
介護・看護	「 <u>申立書</u> 」及び「 <u>被介護・看護者の医師の診断書、介護保険被保険者証、障害者手帳の写しなど</u> 」
その他	状況により異なりますので、事前にご相談ください。

※審査の段階で、追加書類の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3 申込受付

申込期限	受付場所	受付時間
入所希望日のおよそ2週間前	放課後児童センター『はぐ』 （日上市教育プラザ1階） 〒317-0064 日上市神峰町1-6-11 電話：0294-22-5581 IP電話：050-8012-4023	月曜日から金曜日まで 午前9時から午後7時まで 土曜日 午前9時から午前11時45分まで 午後1時から午後4時30分まで

※祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

4 開所日及び開所時間

(1) 平日（学校授業日）

下校時から午後6時まで（延長は「午後7時まで」利用可能）

(2) 土曜日、長期休業日（夏休み等）、学校振替休業日等

午前8時から午後6時まで（延長は「午前7時30分から」、「午後7時まで」利用可能）

※ 土曜日の利用は、事前の申し込みが必要です。利用対象者は、公設児童クラブに入所しており、保護者が土曜日に勤務している児童です。

(3) その他

ア 日曜日、祝日、お盆（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）は閉所日です。

イ 災害等により学校が臨時休校となる場合は、原則、開所します。ただし、避難指示が発令された場合は、開所しません。

ウ 感染症等による学級閉鎖の場合、対象となる学級の児童は利用できません。

5 料金

(1) 保護者負担金 月額：4,000円（8月分は8,000円）

ア 6月分までは令和5年度、7月分以降は令和6年度の保護者の市民税課税額で算定します。

イ 月途中の入所・退所による日割減額はありませぬ。

ウ 年度途中で児童クラブを退所する場合、必ず「放課後児童クラブ退所届」をご提出ください。

(2) 延長料金 30分につき110円（午前、午後それぞれ）

(3) 保険料 年額：800円＋銀行振込手数料

(4) クラブ費 月額：1,000円程度（クラブにより異なります）

6 保護者負担金の減額・免除

(1) 生活保護を受けている世帯の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・全額免除

(2) 兄弟姉妹で入所している世帯の場合・・・・・・・・・・・・・・・・2人目以降は2分の1減額

(3) 市民税非課税世帯の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2分の1減額

(4) 市民税非課税世帯で母子・父子世帯等の場合・・・・・・・・・・・・・・・・全額免除

※ 全額免除の適用を受ける場合は、児童扶養手当証書等の写しの提出が必要です。

(5) 市民税非課税世帯で在宅障害者（児）世帯の場合・・・・・・・・・・・・・・・・全額免除

※ 全額免除の適用を受ける場合は、障害者手帳等の写しの提出が必要です。

同居所（敷地内別生計を含む）に市民税が課税されている方がお住まいの場合、上記の保護者負担金の減額・免除が適用されない場合があります。

7 入所決定について

利用定員は1クラブあたり40名程度です。クラブの利用可能人数を上回るお申込みがあった場合、家庭状況等により審査を行い（原則、低学年優先）、その結果、入所を待機していただくことがあります。

8 問合せ先

(1) 公設児童クラブの申し込みに関すること

放課後児童センター『はぐ』（日立市神峰町1-6-11 日立市教育プラザ1階）

電話：0294-22-5581 IP電話：050-8012-4023

(2) その他公設児童クラブに関すること

日立市教育委員会 生涯学習課 放課後児童対策室（日立市助川町1-1-1 日立市役所3階東側）

電話：0294-22-3111（内線638） IP電話：050-5528-5132（課直通）